

# 重要なお知らせ

## 長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けて

「**長期使用製品安全点検制度**」は、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが高い9品目を**特定保守製品**とし、製造・輸入事業者、販売事業者等、関連事業者それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による製品事故を防止する制度です。

## 長期使用製品安全点検制度ガイドラインが改定されました。

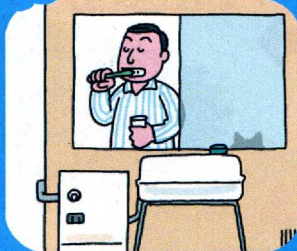
改定ガイドラインは、経済産業省ホームページからダウンロードできます。[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/)

- ◆ 所有者登録を行う際に必要事項を記入する「所有者票」等には、**黄色系の目立つ色**の使用を推奨しています。
- ◆ 事業者は本制度の周知にあたって、本制度の**統一ロゴマーク**や**経済産業省のロゴマーク**等を使用することができます。
- ◆ 所有者票の様式例を追加しました。
- ◆ 所有者の承諾があれば、販売者等が**所有者票の代行記入**を行うことができます。



### 対象製品 (特定保守製品)

石油



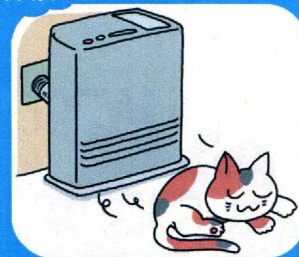
石油給湯機

石油



石油ふろがま

石油



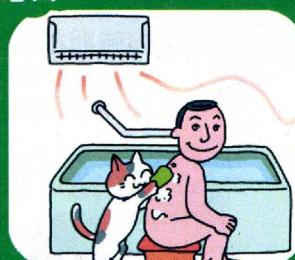
FF式石油温風暖房機

電気



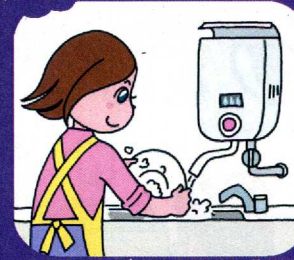
ビルトイン式電気食器洗機

電気



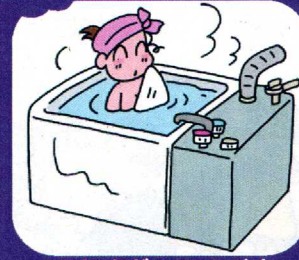
浴室用電気乾燥機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器  
(都市ガス用/プロパンガス用)

ガス



屋内式ガスふろがま  
(都市ガス用/プロパンガス用)



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

# 「特定保守製品」の販売事業者・関連事業者の皆様へ

## 販売事業者等

特定保守製品の販売事業者、特定保守製品を設置した住宅生産者(建築請負業者)、不動産販売業者、リフォーム業者等

- 販売事業者等は、特定保守製品を購入者(所有者)に引渡す際に、所有者票に記載されている事項を説明する義務があります。
- 特定保守製品の設置・修理等を他の事業者へ委託等する場合は、その事業者に対し、本制度の所有者への説明等により、所有者情報の登録促進に取り組んで頂くようご周知下さい。

## 関連事業者

特定保守製品の設置・修理事業者、不動産取引仲介事業者、ガス・電気・石油供給事業者等

- 関連事業者は、特定保守製品の点検、所有者情報の必要性などを所有者に伝える責務があります。
- 販売事業者等から委託等を受けて特定保守製品の設置・修理等を行う事業者は、販売事業者等に協力して、本制度の所有者への説明等より、所有者情報の登録促進に取り組んで下さい。

### <所有者情報の登録促進に向けた取り組み事例>

- 例1 「工事作業明細書」の中に本制度のチェック欄を設け、設置事業者が工事終了後に、本制度を説明したこと等を所有者に確認し、チェック欄に記入した上で販売事業者等に提出する。
- 例2 新築住宅を所有者に引き渡す際に、「建築工事完成引渡確認書」の中で、特定保守製品の存在、本制度の説明の有無、所有者票の提出の有無(代行記入の有無)等について住宅総合メーカー(建築請負業者)と所有者が双方で確認する。

**1** 販売者又は委託を受けた事業者は、対象製品を購入した所有者に、点検制度について説明を行います。

**2** 所有者は、対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。



販売事業者等及び関連事業者は、所有者の承諾を得た上で、所有者票の代行記入及び投函が可能です。

## 特定保守製品 購入から点検までの流れ

**3** 所有者票を返送します  
(メーカーが所有者登録)

**6** 点検を受けます

**5** メーカーに点検を依頼します

**4** 点検時期が来たらメーカーから所有者に通知が届きます



※点検は有料です



本制度のお知らせは **経済産業省** ホームページでご覧頂けます



[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/) もしくは **製品安全ガイド**

